



2026年2月24日

各 位

会社名 インフォメティス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 只野 太郎  
(コード番号 281A 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 CFO 横溝 大介  
(TEL 050-8882-9931)

### 当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付等に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議を行いました（かかる決議を以下「本取締役会決議」といいます。）のでお知らせいたします。

本プランは、本取締役会決議により導入するものですが、後述のとおり、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられております。さらに、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2026年3月27日開催予定の当社第13期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において議案（普通決議）としてお諮りさせていただくことを予定しております。

また、本プランは、本日付けで効力を生じるものといいますが、本株主総会において上記議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものといえます。

なお、本プランの導入を決定した取締役会には、社外監査役である当社監査役3名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付等に関する対応策として相当であると判断される旨の意見が表明されております。

## 当社株式等の大規模買付等に関する対応策

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

#### 1. 企業価値・株主共同利益の源泉

##### (1) 当社の経営理念と経営方針

当社グループは、2013年の創業以来、「エネルギーデータの中で、暮らしの未来を変えていく。」というミッションのもと、日本及び世界のカーボンニュートラル社会の実現に向けて事業を展開してきました。当社の中核には【エネルギー×AI】の技術があり、電力の使われ方をより賢く、より効率良くすることで、社会全体のエネルギー利用の最適化に貢献しています。

創業当初から私たちが大切にしてきたのは、理論的なモデルに依存するのではなく、実際の家庭や設備にセンサーを設置し、生の電力データを一つひとつ着実に集め、積み上げていく姿勢でした。10年以上にわたる実測データの蓄積は、当社独自のAI技術を支える強固な基盤となり、他社が容易に模倣できない競争優位の源泉になっています。

その成果として生まれたのが、当社のコア技術であるNILM（機器分離推定技術）です。家電ごとに異なる電流波形を解析することで、「いつ」「どれくらい」電力を使ったかをリアルタイムに推定できるこの技術は、国際標準規格にも採用されており、世界的にも高い評価を獲得しています。

現在、当社の成長を大きく後押しする重要な動きとして、日本では2026年から次世代（第2世代）スマートメーターの本格導入が開始されます。次世代（第2世代）スマートメーターは、従来に比べ圧倒的に高精度な電力データを全国共通仕様で取得できる仕組みであり、電力利用の精緻な可視化と最適化、生活の安全性向上、脱炭素化支援など、新しい価値を次々に生み出す潜在力を持っています。まさに、今後のエネルギー社会においてゲームチェンジャーとなるインフラです。

当社のNILM技術は、この次世代（第2世代）スマートメーターが出力する高精細データに最適化されており、創業以来積み重ねてきた実測データと独自AIの融合により、その能力を最大限に引き出すことができます。家電レベルのきめ細やかな利用状況の把握、異常検

知、設備故障予測、生活リズムの可視化など、多様な価値を高精度で提供できる点は、当社の大きな強みです。

次世代（第2世代）スマートメーターの全国的な普及により、当社が活躍できる領域は今後さらに広がります。しかし同時に、エネルギーという社会インフラに関わる当社にとって、公平・中立・不偏不党であることは極めて重要です。特定の企業や利害に左右されることなく、社会全体に対して公正な価値を提供し続けることが、インフラ企業としての責務だと考えています。

この独立性こそが、当社技術を安心して活用いただくための最大の信頼基盤であり、長期的な企業価値を支える重要な要素です。

一方で、2025年11月13日に公表いたしました「通期連結業績予想の修正及び役員報酬の減額に関するお知らせ」に記載のとおり、主要取引先（大口顧客）である大手賃貸事業者との取引が当社グループの想定に反して急遽終了することとなり、当該契約終了等の外部要因の影響を受け、業績が悪化し、大幅な赤字を計上する結果となりました。これを受け、当社の時価総額は大きく下落し、2026年2月16日時点の時価総額は約16億円程度にとどまっております。この水準では、一定規模以上の資本を有する第三者による買収提案等が可能となり、同意なき買収や過度な圧力を伴う買収提案等がリスクとして顕在化する可能性があります。かかる状況下で、取締役会が十分な検討期間を確保できないまま拙速な意思決定を迫られた場合、企業価値及び株主共同の利益の最大化の観点から、必ずしも望ましくない取引に至るおそれがあります。その結果、株価の下落や中長期的な事業基盤の毀損等、当社及び株主の皆様にも不利益となる影響が生じる可能性があります。

こうした状況を踏まえ、当社は、自社の意思決定の自由度と中立性を確保し、公共性の高い技術を適切に社会実装していくための体制づくりにも力を入れています。必要に応じて、会社の健全な独立性を確保するための施策についても前向きに検討を進めており、持続的な企業価値向上の観点から最適なガバナンス体制を構築していく方針です。また近年、エネルギー関連データや解析技術は国家にとっても戦略的価値が高まっており、経済安全保障の観点からも、その安全かつ自律的な運用が強く求められています。当社はこうした環境変化を踏まえ、データ管理体制の高度化や技術流出リスクへの備え、重要インフラとしての継続性確保に取り組み、社会全体から信頼される基盤づくりを進めています。

当社はこれからも、公正な立場と高度な技術を武器に、社会のエネルギー効率化と安全性向上を支え、持続可能な未来の実現に貢献してまいります。

## (2) 中期経営計画による企業価値向上の取り組み

当社は、2026年12月期からの5年間を、次世代（第2世代）スマートメーター普及が本格化する「事業構造転換期」と位置づけ、2025年11月13日に中期経営計画を公表いたしました。

本計画は、当社がこれまで培ってきた独自技術と事業基盤を最大限に活かし、次世代（第2世代）スマートメーターを核とした新たな価値創出、及び海外事業の非連続的な成長を実現するための戦略です。

国内事業においては、東京電力グループをはじめとする電気事業者との強固な協業関係を基盤に、次世代（第2世代）スマートメーターを活用した高度なエネルギーマネジメントサービスを展開します。

国内では今後10年で全国的に次世代（第2世代）スマートメーターへの置き換えが継続することが見込まれており、当社にとっては長期で安定性の高い収益機会となります。

海外では、大手空調メーカーとの協業により英国で開始したエネルギーマネジメントサービスを、欧州各地域へ水平展開してまいります。

欧州は脱炭素化政策と電力需給の変動拡大を背景に、エネルギーマネジメント市場が急成長しており、当社が有するデータ解析技術と省エネ実績が強い競争優位性となっています。

さらに、国際標準化活動を通じて当社技術を標準仕様に組み込むことで、欧州市場での実績とあわせて、グローバル市場を獲得するための強固な参入障壁を構築します。

これにより、中長期的にはスマートメーター関連事業の世界展開を本格化し、当社の成長を支える第二・第三の柱を確立します。

これらの取り組みにより、当社は国内の安定成長と海外の高成長を両輪として、持続的かつ非連続的な企業価値向上を実現してまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスについて

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させ、社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、法令の遵守に基づく企業倫理の確立や、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実が重要であると認識しています。このため、公正かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高め、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実にしていきたいと考えています。

### (2) コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社は、機関設計として監査役会設置会社を採用しています。

当社取締役会は、社外取締役1名を含む3名で構成しており、監査役3名も出席し迅速な意思決定と取締役会の活性化を図っています。月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行その他法定事項について決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しています。

また、取締役の個人別の報酬に関する事項の決定に関して、社外取締役を委員長とし、その構成メンバーの過半数を独立役員とする任意の報酬委員会を設置しており、取締役の報酬額の決定プロセスの透明性及び客観性を確保するとともに、その妥当性等について審議しています。

監査役会につきましては、社外監査役3名で構成し、月1回の定例監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査に関する重要事項について報告、協議及び決議を行なっています。常勤監査役につきましては、社内の各会議に積極的に参加し、管理体制や業務の遂行など会社の状況の把握に努めています。

### (3) その他

そのほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記 I に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付等を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

## 2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙 1 をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告に従うとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入時における独立委員会の委員には、別紙 2 に記載の 4 氏が就任する予定です。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付等に係る提案を受けているわけではありません。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続

#### ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為。（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が 20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及

<sup>1</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとし

びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>(ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

## ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

## ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下

ます。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

<sup>8</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

<sup>9</sup> 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会及び独立委員会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>12</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

<sup>11</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

<sup>12</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大 60 日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大 90 日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大 30 日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告又は決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、あらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告に従い、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うことがあります。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

## (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

## (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本取締役会決議により承認を受けた時から 2029 年 3 月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、本株主総会において承認が得られない場合、本プランはその時点をもって廃止されるものとし、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

## 4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が 2021 年 6 月 11 日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえています。

### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

## (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで導入するものです。また、上記3.(3)に記載したとおり、本株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

## (3) 必要性・相当性確保の原則

### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告に従います。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

### ② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

### ③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手續は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以上

### 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非(発動に関してあらかじめ株主意思の確認を得ることの是非を含む)
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

### 独立委員会委員の略歴

高橋 元弘 (たかはし もとひろ) (1975年9月4日生)

- 2001年10月 弁護士登録(東京弁護士会所属)  
森綜合法律事務所(現・森・濱田松本法律事務所) 入所
- 2007年4月 末吉綜合法律事務所(現・潮見坂綜合法律事務所) 設立  
同事務所パートナー(現任)
- 2013年4月 知的財産管理技能検定 技能検定委員(現任)
- 2023年12月 当社社外取締役(現任)

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

高橋 研兒 (たかはし けんじ) (1959年9月24日生)

- 1984年4月 シェル石油(株)(現・出光興産(株)) 入社
- 2010年4月 (株)クレコ(現・出光ビジネスエキスパート(株)) 代表取締役社長
- 2019年4月 出光興産(株) 常勤監査役
- 2022年9月 当社社外監査役(現任)

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

大久保 樹理 (おおくぼ じゅり) (1981年7月14日生)

- 2001年10月 (株)ティエムコーポレイション 取締役(現任)
- 2007年9月 (株)AGS コンサルティング/税理士法人 入社
- 2019年10月 大久保樹理税理士事務所 開業(現任)
- 2021年1月 (株)Suneight 監査役
- 2021年12月 (株)プラスアルファ・コンサルティング 監査役(現任)
- 2023年4月 当社社外監査役(現任)

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

西村 正則 (にしむら まさのり) (1960年1月20日生)

- 1980年4月 大日本インキ化学工業(株)(現・DIC(株)) 入社
- 1987年4月 (株)ディッククリエーション(現・(株)ルネサンス) 移籍

2000年10月 ㈱ディックルネサンス（現・㈱ルネサンス）人事総務部長  
2004年10月 ㈱ルネサンス 執行役員人事部長  
2015年6月 同社常勤監査役  
2023年6月 同社常勤顧問  
2023年12月 同社常務執行役員  
2023年12月 当社社外監査役（現任）  
2025年4月 ㈱ルネサンス 参与（現任）

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

※上記4氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以上

大株主の状況 (2025年12月31日現在)

順位	氏名	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	株式会社フォーバル	635,240	12.94
2	T I S 株式会社	278,248	5.67
3	伊藤忠エネクス株式会社	254,237	5.18
4	新井 友行	153,700	3.13
5	株式会社 S B I 証券	149,500	3.04
6	I E ファスト&エクセレント投資事業有限責任組合	140,148	2.85
7	株式会社建設技術研究所	129,032	2.62
8	田所 昇	125,600	2.55
9	楽天証券株式会社共有口	93,100	1.89
10	J I A 1 号投資事業有限責任組合	84,700	1.72

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他 1. から 9. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>13</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>14</sup>、(4) 特定大量

<sup>13</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

<sup>14</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取

買付者の特別関係者、(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>15</sup>(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

---

引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

<sup>15</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。